

(論 文)

在韓日本人妻高齢者の生活状況と今後の課題

藤 田 則 貴

キーワード

国籍 差別 偏見 貧困 芙蓉会

1. 研究の目的

本研究は、1910年から1945年までの間、当時日本の植民地時代に朝鮮（現：韓国と北朝鮮）の男性と結婚した日本人女性が、その後、韓国においてどのような生活を送ってきたのか又は、現在送っているのかという生活歴や生活状況について、国籍の違い、社会福祉・社会保障、私的なサポートの有無、夫や子どもとの関わりの有無などによって明らかにすることを目的とする。それらを把握する手がかりは、「芙蓉会」という在韓日本人妻の親睦団体によって把握することができる。

ここで、在韓日本人妻について以下のように整理しておく。

まず第一に、日本においては、朝鮮から第2次世界大戦前後に日本に連行されたり、来日した人々を在日韓国人・在日朝鮮人と呼んでいる。

第二に、1980年以降に来日した、在日韓国人については、「ニューカマー (Newcomer)」と呼ぶことにする。その二つの中では、前者の、日本から第2次世界大戦前後に韓国に渡った日本人を在韓日本人とし、「ニューカマー (Newcomer)」とは区別して位置付けることによって、分析することとする。

今回の調査は、2004 (平成16) 年9月を皮切りに、2005 (平成17) 年2月と9月、さらには、時期をおいて、2011 (平成23) 年3月から2016 (平成28) 年8月の合計12回の調査に及んでいる。

2004 (平成16) 年の第1回目の調査時点から、東京経済大学教授の奥山正司先生も調査研究に対する助言も含めて携わっている。

今回の調査報告については、先の「芙蓉会」の協力を得ながら、マクロデータとミクロデータの結果について考察することとする。

また、更には、今後の課題や対応策についても検討した。

2. 研究の背景

上記の目的を達成するために時代的背景として、第二次世界大戦前の植民地時代と大戦後の朝鮮動乱を素描する。

ふじた のりたか：淑徳大学 兼任講師

(a) 日本の植民地時代

日本政府は、植民地時代（1910年～1945年）において、朝鮮人に対して日本人と同様な生活を強要し、以下のような対応策を強行した。

第一には、皇民化政策として、天皇家を宗家とする家父長制に組み入れようとした政策を行った。占領地で住民を天皇に忠誠を尽くす忠良な皇民にするためにとられた政策である。

その結果、創氏改名を始めとした神社の参拝、日本語の使用などを強要した。

すなわち、皇民化政策は、日本の植民地統治の下で朝鮮人（当時）を戦時動員体制に組み込むためにとられた一連の政策であった。

創氏改名は、1939年11月朝鮮民事令改正という形で公布され、翌年2月から施行された。

すなわち、創氏改名は、(1) 氏の創設

(2) 朝鮮人が日本式に名を改める道を開く

という二つの部分からなっていた。

(1) は、従来朝鮮社会が男系血統とその血族団体を基本構成とし夫婦別姓であったのを改め、戸主を中心とする家の観念を確立するものとされた。

(2) は、同時にその際日本式に改名するものとされた。

更には、同化政策としては、日本が、韓国を自己の文化になじませようとする政策を取り入れた。この同化政策は、他国家、他民族への征服にともなって、歴史上さまざまな形で部分的には行われてきたが、典型的なものは、近代国民国家による植民地政策を契機としている。ⁱ

(b) 第二次世界大戦後の時代

1945（昭和20）年8月15日は、日本にとっては敗戦の日であるが、朝鮮にとっては、植民地から解放された日（勝戦の日）でもある。しかし、朝鮮及び朝鮮人の生活は苦しい生活を続けざるを得ない状況となっていた。さらに追い打ちをかけたのが、朝鮮動乱（内戦1950年～1953年）の時期であった。その結果、大韓民国（韓国）と朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）に分裂し、朝鮮人の生活は、貧困の生活を余儀なくされた。

また、こうした状況の時期であるにもかかわらず、日本人高齢者は、朝鮮人の夫とともに引き揚げ者として、着の身着のまま朝鮮へ帰国（渡朝）し、その後の生活に至っている。

3. 先行研究

今回とりあげる在韓日本人妻高齢者についての研究は、ライフコースとして継続的に現在までの生活について詳細に把握した研究は、ほとんどみられない。わずかに（金應烈 [1983]）ⁱⁱ の在韓日本人妻の貧困に焦点をあてた研究がみられるのみである。

また、移民の研究としては、国をまたがった（伊豫谷登志翁 [2013]）や（梶田孝道 [2001]）による研究がみられる。伊豫谷の研究は、移動という観点から日本における移民についての研究がなされ、また、梶田の研究は、外国人やマイノリティの増加に伴って彼ら彼女らのアイデンティティがどう変化してきたのかという課題や国際社会の激しい変動に伴って日本をとりまく環境の変化の問題、滞在外国人の問題等の研究がとりあげられている。

そこで、上記の先行研究とは、趣を異にして、今回は、前述した「芙蓉会」に所属する在韓日本人妻高齢者を対象とし、その生活歴や現在の生活状況について、研究の枠組みを示すとともに、明らかにするものである。

また、繰り返して行ってきた反復及び継続調査と現在の生活状況について、マクロデータ（芙蓉会

の名簿による調査)とマイクロデータ(インタビューによる事例調査)の結果をもとに詳細に明らかにした。

4. 対象と方法

調査の対象は、「芙蓉会」に所属している在韓日本人妻高齢者である。そのうち、今回の調査報告については、二つのデータやケースから成り立っている。

1つ目は、マクロデータとして、「芙蓉会」のソウル本部現会長から名簿を拝借し、その1人ひとりの属性をチェックし、それを明らかにしたものである。

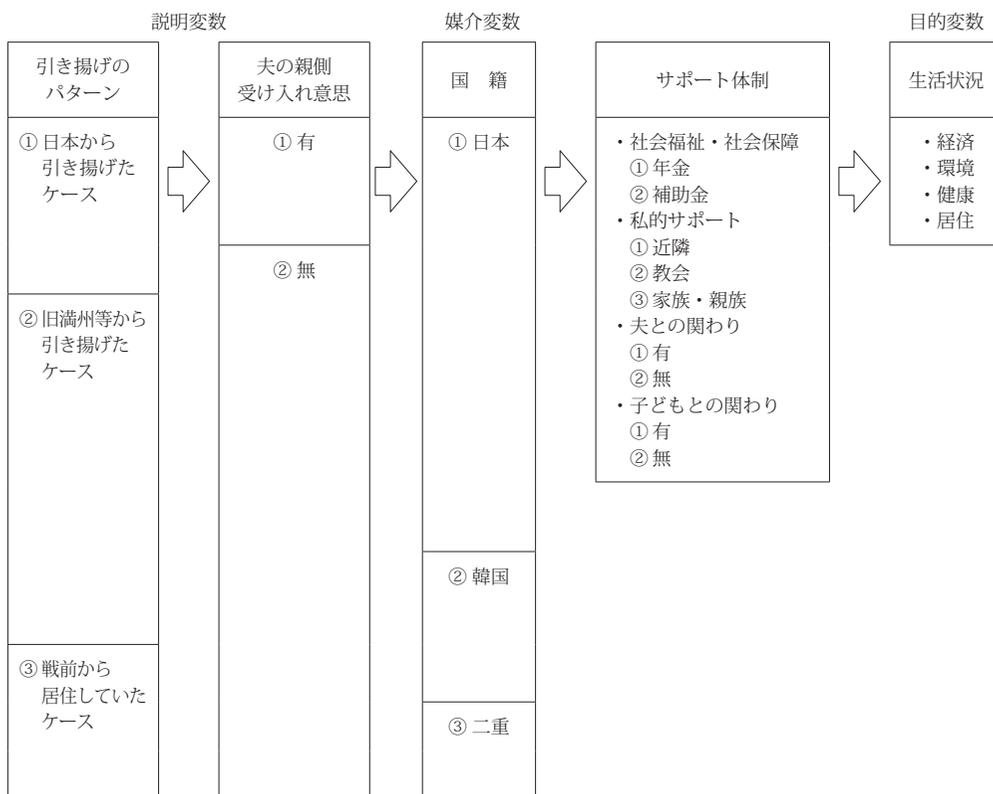
2つ目は、名簿からサンプリングし、ソウル市及びソウル市近郊に在住している在韓日本人妻高齢者へのインタビュー調査によるものである。

インタビュー調査のケーススタディーについては、韓国の歴史的な出来事と関連させながら、在韓日本人妻高齢者の生活歴を分析するライフコース・アプローチを採用している。

その中でも特に重点を置いたのは、(直井道子〔2006〕)[■]も指摘するように、歴史的な出来事の経験によって、その時代を共にして生きた人々の生活・ライフコースに影響を与えるという点である。

更に、マクロデータについては、「芙蓉会」の1998(平成10)年1月現在での会員名簿を基にして、そこに掲げられている本人の年齢、家族状況、配偶者・子どもの有無等を中心にして集計し、その分析を行った。具体的には、2011(平成23)年3月に調査を行った。その調査内容は、名簿

在韓日本人妻高齢者の生活とサポート体制
—ケーススタディー(分析の枠組みとその結果)—



に記載されている項目である。具体的には、①入会支部の所属②国籍③氏名④生年月日⑤生死⑥原籍・本籍地⑦現住所⑧子どもとの同居の有無等であり、その8項目をデータ入力し、SPSSによって分析を行った。

更に、ケーススタディーについては、夫と子どもとの関わりの中で類型をパターン化すると、4類型となる。上記の名簿の中から、主にソウル支部に所属している会員のうち、以下に示すパターンの4類型の中から5ケースを選定した。今回の論文掲載については、そのうちの3ケースをとりあげる。

ケースの分析については、夫と子どもとの関わりについて、家族の類型を以下の4類型とした。

- ①夫と離別・死別し、子どもがいないため、一人で暮らしてきたケース
- ②夫及び子どもと別れて一人で暮らしてきたケース
- ③夫及び子どもと老年期まで暮らしていたが、不安定な暮らしをしてきたケース
- ④夫及び子どもと老年期まで安定した暮らしをしてきたケース

これら4類型を基にして、分析を行った。

5. 倫理的配慮

調査を行うにあたっては、次のような措置を行った。

在韓日本人妻高齢者の対象者については、名簿の母体である「芙蓉会」総会での承認とケーススタディーの調査結果については、研究目的以外では使用しないこと、更に分析に当たっては、個人が特定されるような集計は行わないこと等を説明し、これらに同意した対象者のみをとりあげることとした。

6. 結果及び考察

今回の対象である在韓日本人妻高齢者は、金⁴⁾によると、3つのルートで韓国に渡っている。

1つは、戦前日本にいた韓国人男性（当時朝鮮人）が日本人女性と結婚し、1945（昭和20）年の終戦とともに一緒に韓国に渡ったケース

2つは、終戦とともに、旧満州（中国）残留日本人が日本へ引き揚げる際に、その一部が韓国で足留めになって住みついたケース

3つは、1945（昭和20）年以前から、朝鮮（現：韓国）に在留していた日本人女性が、韓国人と現地で結婚して終戦後も引き揚げずにそのまま残留したケースである。

2つ目と3つ目のケースは、今回の対象者については、数が少ない為、調査をすることができない状況となっている。

また、今回対象の在韓日本人妻高齢者は、ほとんどのケースが上記の3つのうち、1つ目のパターンであり、このケースを基にした結果である。

4 (1) 名簿による調査結果

「芙蓉会」のソウル本部作成による会員名簿によると、作成当時（1998〔平成10〕年）には、1本部6支部が置かれており、会員数は247名が登録されていた。2011（平成23）年の調査においては、ソウル本部現会長からのきき取り調査によって、表1が示すように作成当時と比べると生存者が少なくなっ

表1 会員の状況

	実数	%
生存	139	56.3
死亡	65	26.3
不明	43	17.4
合計	247	100.0

表2 会員の居住地と現在の状況

(実数)

	生死の状況			合計
	生存	死亡	不明	
現住所				
ソウル特別市	21	28	30	79
仁川広域市	5	4	—	9
光州広域市	15	4	—	19
京畿道	12	11	8	31
江原道	1	—	—	1
忠清北道	14	2	1	17
忠清南道	21	3	3	27
全羅北道	22	2	1	25
全羅南道	23	8	—	31
慶尚北道	1	1	—	2
慶尚南道	1	—	—	1
済州特別自治道	1	1	—	2
現住所不明	2	1	—	3
合計	139	65	43	247

ている。現在では、生存者は、139人となり、平成10年時点の約6割に減少している。一方、死亡と行方不明者を合わせると、108人にのぼり、会員数は247名の約4割となっている。また、生存者の平均年齢は、86.5歳であり、最高年齢は101歳、最低年齢は2世の59歳である。

表3 国籍の状況

	実数	%
日本籍	91	36.8
韓国籍	85	34.4
二重籍	71	28.7
合計	247	100.0

また、現在、生存者が何処に多く住んでいるのかを示したものが、表2である。

表2によると、生存者は、全羅南道が最も多く23人、次いでソウル特別市と忠清南道が21人となっている。その一方で、死亡者28人及び行方不明者30人については、ソウル特別市が最も多くなっている。

次に、対象者の国籍の状況をみてみると、表3のようになっている。日本籍が最も多く91人、次いで韓国籍の85人、二重国籍が71人となっている。わが国及び韓国においても、二重国籍は、国籍法上認められていないが、実際には、さまざまな理由によって存在している。

また、出身地の状況を上位5位まで挙げると、北海道出身者が最も多く、27人。次いで、大阪府出身の18人、東京都出身の14人、福岡県出身の13人、鹿児島県出身の11人となり、対象者は、福井県と山梨県を除いた45都道府県に及んでいる。北海道出身者が多いのは、韓国人である夫が、炭鉱労働者として働いているケースが多いからである。

(2) インタビュー調査結果 ①

- ・対象者：山形県出身 Aさん（韓国籍）86歳
 - Aさんの夫（韓国籍）88歳（2014（平成26）年死亡）
 - Aさんの娘（日本籍）53歳
 - と同居。

・居住地：ソウル特別市

土地と建物は、下級職の旧日本軍が住んでいた官舎を安く払下げてもらい、現在は、対象者の所有物になっている。建物は、5軒長屋の一軒（2DK）であり、2011（平成23）年の春にリフォーム（娘がリフォームの費用を抛出）し、娘と同居している。

・居住地の様子



対象者Aさんの自宅前の様子



対象者Aさんの居室の様子

対象者は、前述した3つのルートで韓国に渡っているケースの中の一つである。そのケースは、「戦前日本にいた韓国男性（当時朝鮮人）が日本人女性と結婚し、1945（昭和20）年の終戦とともに一緒に韓国に渡ったケース」である。家族の4類型を示した中では、3つ目に該当し、「夫及び子どもと老年期まで暮らしていたが、不安定な暮らしをしてきたケース」である。

次に、研究の枠組みとして、説明変数（引き揚げのパターン、夫の親側の受け入れ意思（有・無）、国籍（日本籍・韓国籍・二重籍）、サポート体制（社会福祉・社会保障、私的サポート）、夫との関わり（有・無）、子どもとの関わり（有・無）と目的変数（生活状況）を設定した。

その枠組みの中でも特に説明変数の項目を中心に、半構造化面接法を使って、対象者に直接インタビューを行った。

まず、対象者Aさんは、鹿児島県にある知覧で飛行機の整備士をしていた夫と知り合う。その後、夫の故郷である韓国と一緒に渡って生活していたが、夫が2014（平成26）年に死亡している。しかし、その間、チョッパリ＝日本人に対する差別用語（浴衣や着物姿で歩く際に足首が見え、それが豚足に似ていることから名付けられたと言われている）と言われ、差別を受けていた。そのため、現在は、他人との接触をほとんどしていない。

また、国籍については、以下のような大きな問題を抱えている。すなわち娘さんは、韓国でも有名なソウル市内の私立大学を卒業したが、現在においても日本国籍であるが故に定職に就いておらず、非常勤として、日本語講師を掛け持ちして生計を立てている。対象者Aさんも娘さんの生活のために差別や偏見の対象になるようなことがないように、高齢になってから韓国籍に変更している。

現在は、日本からの生活援助金と娘さんの講師料（受講生の頭数で講師料が決まる）のみで生活しているため、生活状況も劣悪な状況である。健康状態については、対象者Aさんは、病弱であり、夫も癌を患っていた。夫の生存当時は、対象者Aさんも糖尿病で治療を受けていたために、生活費が薬代でほとんど消えてしまうとのことであった。

6

インタビュー調査結果 ②

- ・対象者：北海道出身 Bさん（韓国籍）88歳
一人暮らし。
- ・居住地：ソウル特別市城北區下月谷
4畳半程度の居室に、一人暮らし。居室が狭いため、雨の日以外は、外出することが多い。
- ・居住地の様子



対象者Bさんの居室の様子

対象者は、前述した3つのルートで韓国に渡っているケースの中で、特に1つ目のケース「戦前日本にいた韓国人男性（当時朝鮮人）が日本人女性と結婚し、1945（昭和20）年の終戦とともに一緒に韓国に渡ったケース」である。家族の4類型のうちの、2つ目で、「夫及び子どもと別れて一人で暮らしてきたケース」である。

まず、Bさんは、北海道にある苫小牧で炭鉱の作業員をしていた夫と知り合う。その後、夫の故郷である韓国と一緒に渡ったが、周囲からの締め付けもあり、また、夫から暴力を受けるようになっていた。その後、夫の暴力に耐えられなくなり、長男と次男を家において、3番目の子ども（乳飲み子）を抱えて家出をした。

すなわち、その間、居所を転々とする（釜山→全羅北道（鎮安：チナン）→テジョン→釜山→全羅北道（鎮安：チナン）→ソウル）。

また、それに合わせて生計を立てるために、職も転々とせざるを得なかった（酒場→乾物屋→床屋→海産物店→洋服の仕立て→中華料理店で働く）。最終的には、長男（子ども）と一緒に再び暮らすのが、子どもにも暴力的に手を上げられる。その理由の背景としては、夫の暴力に耐えられなくなり、家出同然のような形で身を隠したため、長男（子ども）側からすれば、Bさん（母親）に捨てられたとの根強い恨みがあり、苦しみを与えている。

Bさんは、18歳の時、長男を産み、その長男は、現在70歳となっている。その長男は、男1人、女3人の計4人の子どもがいる。長男は、酒に酔うと現在でも「死ねばいい」と、Bさんに対して暴言を吐く。また、Bさんが20歳の時、次男が誕生し、その次男は、現在67歳となっている。次男の子どもは、男3人、女2人の計5人である。2016（平成28）年8月現在、Bさんは、病氣療養中のため、安養（アニョン）という場所で暮らしている（ソウル市内より南に約25kmの位置にある）。

次男は、「兄（長男）が何でお母さんと言わないの？」と現在でも聞いてくる。

その後、Bさんは、22歳の時に三男を産んでいるが、家出後に栄養失調のためその三男は、死亡している。自分が生きるか死ぬかの状況であったために、その際には、涙も出なかったという。むしろBさん自身は、三男が死んでよかったとさえ思っている。と、当時を振り返っており、極度

の生活苦に遭遇していた。ということ涙ながらに語ってくれた。

Bさんは、性格も明るく、外交的であるため、韓国人の友人も多く、毎日友人と共に散歩したりして、生活している。ただし、日本に対する思いは強く、常に「日本に帰りたい」と思っているが、日本側の受け入れ態勢（家族・親戚等）がかなわず、現在に至っている。

健康状態については、体調不良で入院し、2016（平成28）年8月段階で、次男宅で療養中である。

インタビュー調査結果 ③

- ・対象者：韓国生まれ（2世）Cさん（韓国籍）80歳

夫と二人暮らし。

- ・居住地：忠清南道 礼山

6畳程度の居室に、二人暮らし。現在、礼山駅前の借家で金物屋を営んでおり、更に毎月の5の付く日には、市場で鳥の精肉を売っている。以前は、6人くらい（家族）が寝ることができる程の家に居住していたが、区画整理のため狭くなり、6畳位の住居（借家）になってしまったと言っている。

- ・居住地の様子



対象者Cさんの自宅前の様子



対象者Cさんの居室の様子

対象者のCさんは、在韓日本人妻高齢者の2世のため、前述した3つのルートや、家族の4類型には当てはまらないが、今回は、2世の実態を1世との比較を踏まえて考察していくこととする。

対象者Cさんも同様に上記の枠組みの中でも特に説明変数の項目を中心に、半構造化面接法を使って、インタビューを行った。

以前、Cさんの家族構成は、日本人の父親、韓国人の母親（韓国に渡ってから再婚したが、朝鮮戦争時に死去）、姉、妹の5人家族であった。Cさんは、2世（韓国で生まれ、9歳時に父親の実家である日本（鳥取県）へ渡るが、5ヶ月のみ滞在し、その後、母親に連れられて母親の祖国である韓国へ戻ってきた。母親は、金浦の実家が気に入り、子どもと共に帰国したが、戦後の混乱期であったため、子どもを連れての帰国は、困難を要した。そのため、Cさんと姉妹の3人ともに韓国の国内で別々の家に預けられ、育てられている。姉は、2011（平成23）年死去している。妹は、8歳で死去している（日本人との理由で虐待を受け、死去したとのこと）。Cさんが、19歳の時、水原（スオン）の教会の伝道師が母親を探してくれ、再会した時に妹が亡くなっていることを聞かされる。

Cさんは、19歳の時、礼山（イエサン）で韓国人の夫と知り合う。1年後に、その夫と結婚し、現在も夫と2人だけで一緒に暮らしている。その夫婦の間には、子どもにも恵まれ、以下の子ども

がそれぞれの場所で暮らしている。

- ・19歳の時 長男誕生→現在61歳（仁川在住）
- ・21歳の時 次男誕生→現在59歳（蔚山：ウルサン在住）
- ・24歳の時 長女誕生→現在56歳（天安：チョナン在住）
- ・26歳の時 三男誕生→現在54歳（仁川在住）

（3）考察

国籍の問題

今回までの調査結果から、彼女らが、1945（昭和20）年以降、異国の地、韓国において生活してゆくには、計り知れない苦労や差別を受けてきたことが分ってきた。現在においては、彼女らの努力によって差別等は軽減されつつあるが、当時（1945年から1960年）は、韓国政府が一貫して反日政策を行っていたこともあり、また、それに伴って韓国人の反日・排日感情により、一層韓国国内での彼女らの生活を困難にさせていた。

特に、その中でも国籍の問題は、差別や偏見などの大きな要因となっている。

ところで、在韓日本人妻高齢者は、大きく分けると、日本国籍、韓国国籍、二重国籍の3種類に分けられるが、韓国国籍の日本人妻は、韓国男性と結婚し、婚姻届によって夫の戸籍に入籍し、日本国籍から除外された者である。

また、日本国籍と二重国籍の日本人妻は、婚姻届を提出しなかった者や提出することができなかった者、婚姻届を提出してもいざこざ等のため、様々な理由で二重国籍となっている。

国籍の問題は、対象者Aさんのように、以下のような大きな問題を抱えている。Aさんは、途中から国籍を日本国籍から韓国国籍へと変更していたケースであった。その理由として挙げられるのが、娘への就職への影響である。周知のとおり、韓国においては、近年特に就職難が続いているが、日本国籍であるAさんの娘さんが韓国人と同等に就職することを考えると、スタートラインの段階で極めて不利な状況に置かれていた。Aさんの娘さんは、韓国でも有名な私立大学を卒業しているにも関わらず、Aさん及び娘さんが共に日本国籍であった為に、正規の職業に就くことが困難であった。韓国では日本以上に学歴社会であるが、対象者家族にとっては、学歴よりもむしろ、国籍の問題が大きな弊害となっており、就職を阻んでいると考えられる。

以下に掲げる表4の「国籍の相違による生活の状況」については、韓国籍と日本籍によって、さらに、社会的排除、社会的包摂、経済生活について、大きな相違がみられる。

表4 国籍の相違による生活の状況

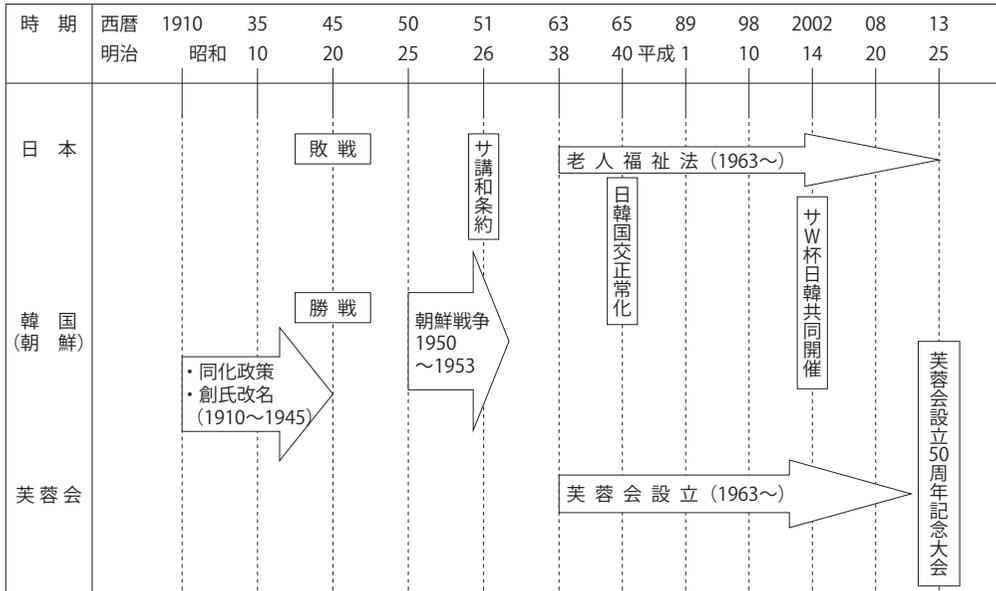
国籍		社会的排除 (韓国社会から)		社会的包摂 (芙蓉会)		経済生活	
		小	大	小	大	貧困	極貧
在韓日本人妻高齢者	韓国籍	小	大	小	大	貧困	極貧
	日本籍	大	小	大	小	極貧	貧困

9

芙蓉会の存在

在韓日本人妻高齢者の韓国国内での調査を行ってから、今回で12回目となるが、彼女らの生活の中で、経済的、精神的な支えとなっているのが「芙蓉会」の存在である。その為に会員同志は、

芙蓉会設立の時代的背景



定期的に会って交流を深めてきている。しかし、極度の高齢化のため、定期的に会う頻度は極めて少なくなっているが、「芙蓉会」は、在韓日本人妻高齢者の心の支えとなっており、生活の支えともなっている。

経済的な支えとしては、唯一「芙蓉会」が窓口となっており、外務省から、月々わずかな生活援助金を受けている。それが、在韓日本人妻高齢者にとっては、貴重な生活の支えとなっている。

また、2010（平成22）年までの数回にわたっての「里帰り」の際も、「芙蓉会」が窓口となって、日本に残る家族・親戚との親睦を深めている。その一方で、芙蓉会会長へのインタビューによると、以前に芙蓉会会員が「里帰り」をする際に日本の家族・親戚からしばしば「会いたくない」と拒否され、門前払いを受けた例があったということである。その理由は、日本側の家族・親戚が、在韓日本人妻高齢者との交流によって、烙印を押される可能性を嫌がっているからである。それ以来、直接家族・親戚に出向いて会うのではなく、会う際には、「里帰り」という形ではなく、一時帰国した宿泊先のホテル等で会うようにしているとのことであった。

在韓日本人妻高齢者は、韓国国内において計り知れない苦勞や差別を受けているが、唯一の心の支えとなり得るべく日本の家族・親戚からも、このように、同様の差別や偏見を受けている。このような状況であることから、共に苦勞を分かち合い、心の支えとなる「芙蓉会」の存在意義は、ますます大きくなってきている。

10 すなわち、「芙蓉会」の存在は、在韓日本人妻高齢者にとって、日本人としてのアイデンティティと深く関わっており、その役割としては、以下の5点にまとめることができる。

- ① 会員同志の精神的安定の場
- ② 物質的援助（物品分配、物品の貸し借り）
- ③ 故郷（日本）への里帰りの実現
- ④ 会員同志による親睦旅行
- ⑤ 日本政府による生活援助金提供の実現

7. 外務省による対応と現状の課題

芙蓉会会員の1ヶ月の生活への割当金は、約24,823円である。一方、韓国政府公表の最低生活費は、日本円にすると約39,475円となっている。したがって、日本政府の支援額は、韓国政府が公表する最低生活費にも達していない。そのため、在韓日本人妻高齢者の生活は、極貧状態となっており、必要な医療が受診できない状況である。そのために、生活状態の改善が必要不可欠である。また、日本政府としても上記の状況は、一定程度把握しているが、現在では外務省が特別な上澄みを考慮している様子はない。

ところで、日本政府は、在日韓国人に対して、国籍条項を撤廃して生活苦である人に対しては、生活保護を支給している。一方、韓国政府は、外国人に対する生活保護費等の支給制度を行っていないために、在韓日本人妻高齢者には、そのような制度は皆無である。したがって、日本政府の援助金無しには彼女らが生活していくことは極めて困難な状況である。

8. 今後の課題と展望

これまで述べてきたような結果から、今後の課題として考慮すべき日本政府の対応としては、以下の2点が考えられる。

①植民地支配による犠牲者としての位置付け

韓国の国民が、植民地支配による犠牲者であるのと同様に、在韓日本人妻高齢者も被害者であるとして、日本国内の生活保護受給者に近い生活援助金の支給の対応が、緊急に必要である。

②日本国内における高齢者同様の社会保障の対応

日本国内における日本人（高齢者）には、無拠出の老齢福祉年金が提供されている。

一方、在韓日本人妻高齢者には、日本人として上記①の恩恵はほとんど受けていないため、日本政府による生活援助金か同様の年金が必要である。

いずれにしても、在韓日本人妻高齢者は、様々な差別や偏見を受け、今日に至っている。在韓日本人妻高齢者にとって、残り少ない人生を考えた時、これまでの植民地支配による犠牲者として、更なる手厚い保護が必要である。

9. おわりに

これまで、マクロデータ（芙蓉会の名簿による調査）とマイクロデータ（インタビューによる事例調査）の結果から分析を続けてきたが、今回取り上げたのは、

- ①「戦前日本にいた韓国人男性（当時朝鮮人）が日本人女性と結婚し、1945（昭和20）年の終戦とともに一緒に韓国に渡ったケース」の中でも、「夫及び子どもと老年期まで暮らしたが、不安定な暮らしをしてきたケース」である。
- ②「戦前日本にいた韓国人男性（当時朝鮮人）が日本人女性と結婚し、1945（昭和20）年の終戦とともに一緒に韓国に渡ったケース」の中でも、家族の4類型の2つ目である、「夫及び子どもと別れて一人で暮らしてきたケース」である。
- ③1世とは異なった生活史を歩んできているが、親の影響を受けて、在韓日本人妻高齢者と類似した2世のケースの3ケースであった。

今回は、事例の一部しかとりあげていないため、これまでの12回の調査結果からすれば、課題

や問題が山積している。そのため、対象者の生存者も寿命の問題もあり、少なくなっていることから、緊急な課題であり、今後も継続してその課題を更に精査して、追及していきたいと考えている。

今回は、説明変数で示されていた夫側の親の受け入れ態勢が無いケースのみであるが、今後の継続研究の中で、受け入れ態勢が有るケースについても研究対象を広げ、その矛盾を追及していきたいとも考えている。

こうした対象者の追及は、数としてはごくわずかのようにみえる。しかしながら、社会福祉の問題としては、本質的な課題を含んでおり、類似した国内の研究を考えるとその意義は極めて大きいと考えられる。

追記

今回の調査も含め、本調査の目的や意義をご理解いただき、全面的に支援して下さった芙蓉会の会員を始め、インタビュー調査の目的や意義に対して理解いただき、その面接に協力いただいた芙蓉会会員に、この場をお借りして、御礼と感謝を申し上げることにしたい。

- i 『改訂新版 世界大百科事典』2014 平凡社
- ii 金應烈「在韓日本人妻の貧困と生活不安」『社会老年学』No.17 1983 東京大学出版会
- iii 直井道子「高齢者と共に生きる」高等学校家庭科教科書『家庭総合』2006 東京書籍
- iv 金 前掲書

参考文献・参考資料

- 1) 梶田孝道編『国際社会学 ―国家を超える現象をどうとらえるか―』1992 名古屋大学出版会
- 2) 森岡清美「ライフコース研究の意義」『決死の世代と遺書 補訂版 ―太平洋戦争末期の若者の生と死―』1995 吉川弘文館
- 3) 宮島喬・梶田孝道『外国人労働者から市民へ』1996 有斐閣
- 4) 森岡清美・望月嵩『新しい家族社会学 三訂版』1997 培風館
- 5) 渡部治・森田進編 伊藤澄子『レンギョウの咲く国で―在韓50年、日本人女性の手記―』1998 白鷗社
- 6) 石川奈津子『海峡を渡った妻たち』2001 同時代社
- 7) 梶田孝道編『講座・社会変動 第7巻 国際化とアイデンティティ』2001 ミネルヴァ書房
- 8) 伊藤孝司『[新版] 日本人花嫁の戦後 韓国・慶州ナザレ園からの証言』2002 LYU工房
- 9) 梶田孝道・宮島喬編『国際社会1 国際化する日本社会』2002 東京大学出版会
- 10) 藤田則貴「在韓日本人妻高齢者の調査報告」『国際経営・文化研究』vol.16 No.1 2011
- 11) 伊豫谷登志翁編『移動という経験 ―日本における「移民」研究の課題』2013 有信堂高文社